

会 議 録

会議の名称	第1回三田市協働のまちづくり推進委員会
開催の日時	令和8年8月17日（月）18時00分～20時00分
開催の場所	三田市役所本庁舎3階302A会議室
出席した委員の氏名	清水委員長、澤田副委員長、 藤本委員、大東委員、益田委員、岡田委員、松田委員
欠席した委員の氏名	なし
出席した庶務職員の 職及び氏名	太田市民生活部次長、小野地域づくり推進課長、 足立(法)地域づくり推進課主任、足立(紗)地域づくり推進課主任
その他出席者	なし
傍聴者の人数	0人
議題	1 協働事業提案制度の検討事項について (1)活動が続けられなくなる団体の申請について (2)看板（団体名）を付け替えた団体の申請の取扱いについて (3)補助終了後の団体の支援について 2 その他
会議の概要	三田市協働事業提案制度の検討事項について、事務局から説明、意見交換を行った。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	次第 資料1 協働事業提案制度の検討事項について 委員名簿 配席表

1 開会

＜事務局の司会により開会＞

2 協議・報告事項について

＜事務局より会議の成立を確認＞

3 議事

委員長により進行。

(1) 協働事業提案制度の検討事項について

事務局：活動が続けられなくなる団体の申請について説明。

副委員長：活動が継続できないことは悪いことではないと思う。スタート支援コースは「やってみたい」という想いを持っている人の受け皿であり続けたい。「市民活動の種を探す」という意味において、何かを強制するのではなく、想いを生かすために何ができるかを考えられる制度であってほしい。団体はどのタイミングで市民活動推進プラザへ相談行けばよいか悩むかもしれない。アイデアや活動の内容が固まっていない状態でも気軽に相談できることをPRし、すそ野を広げることはよいと思うが、事前相談がないと申請ができないというのは、ハードルが上がり過ぎだと思う。また、ステップアップ支援コースへ申請する団体はすでに活動ができていることを前提としているが、実際には十分に活動できていない団体もあるため、ステップアップ支援コースの申請団体についても必要に応じた支援を行う方がよい。

最終的に審査会が実施され、事前に書類審査を行う仕組みが継続し、市民活動推進プラザや事務局から団体や事業に対する懸念点が示されるのであれば、それを踏まえて審査会で質問を行うなど、審査の場でフォローできると思う。

市民活動団体として活動する人たちが、同じ目線で活動内容や工夫していることを共有できる機会が多いことはよいことである。中間報告後の採択団体交流会では、全団体が一律に発表するのではなく、現在活動が盛り上がり仲間を増やしたい団体など、団体が希望する場合は、団体と事業を紹介する時間を設けてもよいと思う。あわせて、悩みや課題を抱える団体が他の団体に相談できる時間もあればよい。

整理すると、活動が続けられなくなることもこの事業としては財産になる。どういった場合に活動が続けられなくなるのか、この事業の中で経験値として蓄積するのも悪くないと思う。

委員長：事前相談を必須にすることはハードルが高いため少し緩めた方がよい、またスタート支援コースとステップアップ支援コースとで、支援の方法を分けて考えるべきということだが、他にご意見あるか。

委員：初めて事業に取り組む人は、思いつきだけで事業を形にすることは難しい。事前相談を必須にすると確かにプレッシャーを感じるかもしれないが、相談をしないと想いが形にならないと思う。「必須」とすることで重くなり過ぎるのであれば「何度相談してもいいですよ」としてもよいと思う。相談を行う方が団体は育つと思う。

- 委員： スタート支援コースの団体が、1年間は活動が続けられるように市民活動推進プラザで支援するイメージ。団体のやりたいことを市民活動推進プラザに相談して、どのように申請すればよいかを一緒に考えていく伴走支援のようなことが相談期間の中で行われると考える。そのため、スタート支援コースだけでも事前相談を必須にした方が団体もよりよい活動ができると思う。
- 委員： 事前相談の方法も、対面だけでなく、電話での対応など相談方法を増やしてもよいと思う。
- 委員： 失敗の事例も参考になる、成功がすべてではないと委員の意見を聞いて思った。
- 副委員長： 失敗してほしいわけではないが、「事前相談」と言われると書類の不備を指摘されるなど、マイナスのイメージが強いと思う。そのようなイメージでは団体は余計に相談に行きにくいと思う。委員が言われたように、相談期間は活動をよりよくするための伴走支援をする期間だと思う。そういう風に見えるように仕組みをつくる必要がある。よいパートナーシップを事前の段階から組めるような仕組みがあればよい。要領等への書き方については是非相談に行きたいと思えるような形にする必要がある。
- 委員長： 「必須」という言葉ではなく、「原則」とするなど、書きぶりの問題だと思う。団体を育てていくための相談だと思うので、相談の仕組みや相談期間は問題ないと思う。
- 副委員長： 団体のやる気をなくすようなことはよくない。寄り添って支援してくれる応援団を申請前に作りませんかというようなイメージ。市民活動推進プラザへ相談に行けば、活動がよりよくなるように応援してくれる、ということが伝わればよいと思う。コンプライアンスの遵守やモラルハザードの防止に対する取り組みはよいと思うが、仕組みの中で対応できるのではないかなと思う。
- 委員長： 市民活動推進プラザの支援を充実させ、団体支援をさらに進める方がよい、というご意見だと思う。団体のやるべきことが多すぎると、負担が大きく、申請するのが手間だと思われる可能性もある。敢えて手間を設け、中途半端な申請を防ぐ狙いもあると思うが、「やってみたい」という想いがある人に市民活動推進プラザが伴走者として寄り添う仕組みの方がよいと思う。事務局としてはどうか。
- 事務局： 委員の意見を伺い、申請するか迷っている人が市民活動推進プラザに来た際に、伴走者として相談に対応することで申請する方向につなげる、これも支援の形だと思った。来年度向けの募集に反映できる部分は反映し、議論が必要な部分はもう少し詰めていきたいと思う。事前相談については、委員からも反対意見がないため、次年度の募集から始めてもよいと考える。
- 委員： 令和4年度に制度が改正されたが、その前はこういった制度だったのか。
- 事務局： 申請書の作成等、手続きが煩雑だった部分がある。また行政との協働が必須であった。現在の制度より門戸が狭く活用しにくい制度だった。現在の制度では協働先は自由であり、以前の制度と比べて活用しやすくなっている。
- 委員長： 以前の制度はマッチング制度のようなもので、行政と市民（団体）が協働するというパターンしかなかった。経費の計算方法や書類の作成も手間がかかるものだった。その結果、申請数も少なかった。
- 委員： 改正前の制度は申請書等の記載内容や、会計関係が難しかった。しかし、担当課と調

整しながら書類をきっちり仕上げることができ、それが行政と深く関わるきっかけにもなった。今でも担当課とはつながりがある。行政と関係する団体もあるため、協働先として行政とつながれる方がよいと思う。

副委員長： 事前相談ではなく、「申請書を一緒に作りましょう」などとする方がよいと思う。事業のアイデアがある団体については、申請書等の作成から市民活動推進プラザで支援行うことで、市民活動で気を付けないといけないことや、本当に事業が実施できるかなど、その時に話せると思う。事業のアイデアさえあれば申請まで市民活動推進プラザで支援するような伴走支援にした方がよいと思う。そうすることで申請のハードルが低くなり、制度の門戸が広くなると思う。申請を悩んでいる人の後押しになるかもしれない。

委員長： 活動が続けられない団体を採択しないのではなく、応援できる制度になればよいと思う。どのような方法であれば団体を育てることにつながるのかを意識するとよいと思う。どのように広報するかも課題である。広報誌やホームページに掲載しても興味のない人には届かない。

採択団体の交流会については、事前相談の時期にも重なることもあり、申請を検討している人も参加できるようにし、実際に活動している団体の意見を聞くことで、「自分にもできるかも」と思うかもしれない。別々に考えるのではなく、一緒にできるものは一緒に実施してもよいと思う。

事務局： 看板を付け替えた団体の申請について説明。

副委員長： 誰でも使いやすい、門戸の広い制度にしたときに、制度を都合よく利用する人たちが出てくるかもしれないと思っていたが、早めに出てしまっただけで残念である。利益相反になっている部分がある。例えば、構成員が所属する会社への報償費に補助金を充当するのは補助金の使い方として問題がある。それをさせない仕組みは必要だと思う。

委員： 構成員への支払いなら給与になる。補助金の充当先として給与は対象外であるため、構成員の支払いに補助金は充当できない。構成員の会社に発注できないが、外部の人や会社であれば認められる。しかし、外部の人としても知人であることが多い。そうすると協働先に外注する場合も補助金を充当できないということになるのか。1つの事業と一緒に取り組んでいるのであれば、協働先も仲間である。外注は外部への依頼であるため、協働先に依頼するのは外注にはならないのではないか。

講演会をするときに外部の講師を呼び、その講師に対して補助金で報償費を支払うことはよいが、内部の人に講師をしてもらい、その人に補助金から報償費を支払うことはできない。今年度の審査会でも、プレゼンを手伝っている人が外部の人か内部の人なのか、デザイン費を払う相手なのか、わからない部分が多かった。

事務局： 難しい問題である。協働先に報償費を支払ってもよいのかという部分は非常に悩ましい。

副委員長： そういったことが起こらないように事前相談が機能すればよいと思う。申請を行う際にどこまで厳しく要件を設けるかだが、規約がないと申請できないとするのはスタート支援コースに申し込む団体にとってはハードルが高いと思う。「一緒に申請書を作成しましょう」などと伴走支援の部分が上手く機能すれば、規約の作成はできると思う。そう

でなければ、大変だと思う。構成員の名簿については、団体のメンバーのほか、協働先の団体名とメンバーをリストアップし、記載するのはよいと思う。また、審査会でのプレゼンは自分たちの団体で行うように制限するのもよいと思う。補助金の充当割合に関しては、割合を決めたところで支払先や使用用途を制限できる訳ではない。難しいところではあるが、そこは部会の皆さんのご意見も尊重しつつ、市としてどこまで許容できるかで整理いただくのもよいと思う。

委員： 性善説で考えると制限することは難しいと思う。補助金の使い方として、誤った使い方をされたときは返金してもらうなどの注意書きを要領などに入れてもよいと思う。広く制度を活用して欲しいが、最低限守ってほしい部分をどのように守ってもらうか、難しい部分だと思う。

委員長： やり方かもしれない。チェック表などを作成し、団体に提出させることで、団体は自分たちの補助金の使い方が正しいものか改めて確認できると思う。またチェック表を提出させることで補助金の誤った使い方の抑止にもなると思う。制限を増やすのではなく、団体が自分たちで確認するスタンスの方がよいと思う。また、公益的な活動を行う団体は丁寧に育てていきたいため、団体を育てる意味で規約の提出はあってもよいと思う。

委員： 現在問題になっている課題は、事前相談である程度解決できると思う。また補助金の使い方についても中間報告で数か月分の領収書を確認することでアドバイスできると思う。市民活動推進プラザで伴走支援を行うことで対応案が軽減されると思う。

委員： 以前、行政の補助金を使って活動していたことがあるが、補助金の使い方については行政から教えてもらい、初めて知ったということもあった。事例集などがあれば助かると思う。また気軽に市民活動推進プラザに相談できるような環境になれば、相談することへの敷居が低くなり、今年度活動が続けられなくなっても、市民活動推進プラザへ相談することで、事業を立て直すことができる、または次年度改めて挑戦しようと思うかもしれない。気軽に市民活動推進プラザへ相談できる仕組みや習慣があれば、活動者を増やしていくことにつながると思う。

委員長： 事前相談がしっかり機能すると補助金の使い方に対する課題も少なくなるのではないと思う。初めて制度を活用する団体は知らないことが多いと思う。だからこそ事前相談がしっかり機能していると、看板（団体名）を付け替えた団体の申請の取扱いについての課題についても起きにくくなるのが期待できる。そのあたりもあわせて取り扱いを検討してほしい。

また、市民活動推進プラザの利用がより活発になるとよいと思う。例えば毎週木曜日は相談日にするなど、市民活動推進プラザを知らない人がいつ相談に行けばよいか分かるようにした方がよいと思う。そういった相談日はあるのか。

事務局： 相談日は決めていない。開館している間はいつでも相談できるような体制にしている。いつ相談に来てもよいが、次年度の募集から相談期間を設けるのであれば、それも含めて市民活動推進プラザへ気軽に相談に来てもらうように周知したいと思う。

委員： 現在は協働事業提案制度の採択団体交流会が毎月最終月曜日に行われている。そこで団体どうしのつながりや課題の共有などが行われていた。

委員長： 採択団体交流会についても、もっと知ってもらう方がよいと思う。採択団体でない人

も飛び入り参加できるなどもよいと思う。

委員： 事前相談や中間報告で、市民活動推進プラザへ補助金の使い方の確認をするのはよいと思うが、補助金の使い方の判断を市民活動推進プラザへ任せるのであれば、判断基準を明確に示す必要がある。なぜこの費目には補助金を充当できないのか、しっかり説明できる取扱要領のようなものが必要だと思う。様々なケースを想定して作成することで市民活動推進プラザも判断に困らないと思う。

委員長： 過去の分を含め QA 集を作成するなど、誰でも判断できるような資料を作成した方がよい。

対応案①、②についてはおおむね同意いただいていると思うが、補助割合について何かご意見あるか。

副委員長： 過去にもステップアップ支援コース 2 年目の団体が草刈機を 10 万円で購入しようとしたときに、今年度で補助終了となり、今後も活動を継続するためには購入が必要だという考えで補助金を交付した経緯がある。そういった意味ではデザイン費も同じように考えられると思う。今後活動していくためにも必要なデザイン費なのであれば、1/2 の補助割合を超えていても補助したらよいと思う。ただ、構成員の会社にデザイン費を支払うなどは別の問題で、補助金の使途と成果が問題になると思う。

委員長： 補助割合を決めても問題が解決できるわけではないように感じる。金額の問題ではなく、手法やルールの問題だと思う。そのあたりも事前相談で対応できるように思う。備品購入費は 1/2 というルールがあるため、それを踏まえてデザイン費、もしくは 1 つの費目で 1/2 を超えないようにするのも方法だと思う。他市の補助金の補助割合なども事務局で確認いただきたい。

事務局： 参考までに昨年度の採択団体で、補助金の多くが機材のレンタルや会場費などの使用料及び賃貸料に充てられている団体もあった。しかしこの団体は、自分たちの労力をかなり多く費やし、事業を成功させていた。そういった団体については使用料及び賃貸料が補助金の充当先の大半を占めていても違和感がない。一方で市民活動推進プラザからは、他の補助金で各費目 1/2 の補助上限など割合を決めているものもあると情報提供があったため、他市や他団体の事例も調べ、慎重に判断したいと思う。

事務局： 補助終了後の団体の支援について説明。

委員長： 対応案①については、活動終了後ではなく、事前に調整しておくという意味か。

事務局： その通りである。補助期間が終了してから団体と行政をつなぐのでは遅く、採択期間で行政や他団体などの協働先と継続的な関係性を構築する方がよいと部会でご意見いただいた。

委員長： 団体が補助終了後も継続的に活動していくためには関係性が構築できている方がよい。認定制度についても何かご意見はあるか。

委員： 最近では広報も難しく、団体の活動が届きにくい。認定制度という言葉がよいかわからないが、市が一定期間、団体を応援していることが見える仕組みがあると活動がしやすくなる。また、市の広報媒体を使えると団体にとって活動の周知を行うにはよいと思う。市と協働した実績や現在の活動状況が、市の HP 等で分かる形で示されれば、団体の

信頼性が高まり、活動の後押しになると思う。

委員長： 認定制度を活用するメリットがないと認定してもらう気にはならないと思う。認定と言うと難しく聞こえるが、応援制度など、市がその団体を応援していることが分かるマークなどもあってもよいと思った。

委員： 認定マークをつくることでチラシにも印刷でき、団体の広報の助けにもなると思う。

副委員長： 補助終了後の団体をどのように扱うかは、すごく重要なことである。補助期間が終了したら関係が切れてしまうということが無いように、市民活動の多様性を広げていくパートナーとして市も団体と関係性を構築していく必要があると思う。それをどのような形にしていくかは、今までの採択団体に確認する方がよいと思う。補助期間終了後に困ったことや悩んだこともあると思う。それを支えてあげられるような仕組みについて、採択団体と議論する機会を設け、その議論で出た意見を上手く仕組みに活かしてほしい。認定制度については団体の支援だけでなく、市として関係性を継続して構築していくことが重要だと思う。

団体の活動を市のHPに掲載するために、団体のインスタやホームページを用意するように依頼する、または一緒につくるなどの支援につなげられるとよいと思う。

補助終了後も協働先と継続的な連携ができるように、事前相談の場で協働先と顔合わせをする、この相手は行政になるのか。

事務局： 補助終了後も所管課と継続して事業を続けられるような関係性を構築することを目的としている。事前相談と記載しているのは、事業がある程度固まった段階で所管課に相談しても、団体がやりたいことと市が求めていることが一致しないと協働していくのは難しいと思われる。そのため事前相談の段階で所管課とつなぐ方がよいと考えた。しかしこの対応には団体にとって良い点と課題点もある。良い点としては、事業内容が固まっていない状態から相談ができるため、行政も柔軟な対応ができるということである。課題点としては、行政と協働することによって、団体が本当にしたい活動から遠ざかる、また活動の自由度が少し下がる可能性もある。いずれにしても、補助終了後も継続的に協働できるような関係の構築を目的としている。

協働先は市に限ったものではなく、事業者や団体も想定してるが、その部分については申請団体がすでに協働先として関係を構築していることが多い。しかし、市との協働については団体単独での調整は難しい部分であるため、地域づくり推進課で所管課との顔合わせの機会をつくりたいと考えている。

副委員長： 現在活動している団体で所管課が事業を引き取って一緒に活動してほしいと思う事業もある。団体と所管課との顔合わせのタイミングだが、補助期間が終了する際に、その事業が市にとって重要なものであり、市としても一緒に活動を継続してほしいと思う場合は顔合わせの機会を設けるといっていいと思う。しかし事務局の考える課題のとおり、事前に行政と調整することで、団体のオリジナリティーや自由な活動が失われる可能性もある。そのあたりを上手く調整出来たらよいと思う。報告会などに市の担当者が参加し、今後の活動について話せる機会があれば、さらによいと思う。担当者名を記載するのは行政との協働の場合か。

事務局： 協働先の担当者名を記載するのは、あくまでも申請前に協働先と調整ができているか

を確認するためである。以前、協働先として市の所管課を記載していた団体があったが、所管課に確認したところ、初めて聞いたということもあった。担当者名が記載できるということは、ある程度協働先との調整ができていていると考える。

委員長： どちらかという事前の対応になると思う。名簿や規約を提出してもらい、協働先の担当者名を記載していただく対応になると思う。協働先と顔合わせの機会を設けることはよいと思う。補助終了後も協働先と継続的に連携できるように、地域づくり推進課が所管課と団体をつなぐ役割を担うことでよいと思う。補助終了後の対応と申請時の対応を整理する必要がある。

副委員長： 事前相談の段階で所管課と団体がつながる方が可能性が広がるのであればそれでよいと思うが、事前相談で所管課とつなぐことと、活動をした結果、大きな成果があり、それを市と協働し継続的に続けるために所管課とつなぐことは性質が違うと思う。そのため、この対応案の中で整理するのは難しいと思う。市と協働する際に、団体が直接所管課に出向くことにハードルを感じるのであれば、地域づくり推進課でつなぐ。また予算などの資金的な支援ではなく、協働の施策として団体を支援するのであれば、協働先である所管課に重点を置いた協働の仕組みを模索してもよいと思う。行政が見落とししていた課題に対して、公的な活動を行う団体の活動支援について、行政施策の中にうまく取り込めるとよいと思う。

委員長： 対応案①については目的と実施するタイミングを整理いただいてもよいと思う。対応案②の認定制度については、実際に団体の意見をヒアリングした方がよいとのご意見があったがどうか。

委員： 団体で活動している際に「この事業は公式か」と聞かれたことがある。過去の協働事業採択団体ではあるものの、現在の採択団体ではなく、また所管課とも協働しているが市の事業ではないため、公式であるとは言い切れなかった。協働事業提案制度に認定制度があればもう少し違った形で説明できたかもしれないと思った。協働事業提案制度の認定団体になることで信頼性が担保され、その信頼性が活動の後押しになればよいと思う。

委員長： 公式かどうかは「事業」もしくは「団体」のどちらについての質問だったのか。

委員： 事業だと思う。市の事業ではないと伝えた。

事務局： 先日、団体の活動見学に行かせていただいたが、非常に活発に活動されていた。先ほど公式ではないと言われていたが、市に採択された活動だと伝えていただいても問題ないと思うが、三田市の公式団体かどうかと言われると難しいところである。一緒に事業を行うパートナーであり連携先とは言えるが、市の外郭団体ではない。むしろ市の外郭団体のような扱いになってしまうと団体の良さや自由度などが失われる可能性もある。そのため、事業については協働事業提案制度に採択された、市に認められた事業であるということは伝えてもよいと思った。

副委員長： 官民協働のパートナーシップを掲げる中で、一定期間は市民協働・官民協働のパートナーとして市が認識していると言えると思う。行政の公式事業として採択事業を位置づけるよりも、市民が知恵を出し合いながら地域で新たな取組を実践し、市もこれを認めながら協働して活動している、という理解の方がよいと思う。また、フラットな関係性

であることを理解して活動している団体については、ウェブサイト等へのバナーに掲示するなど、対外的に分かる形で整理するのも1つの手段だと思う。

委員長： 補助が終了した団体への支援については検討していただく必要がある。部会の意見をまとめていただいたと思うが、どのような形で認定するのがよいか悩ましい。やはり、採択団体にヒアリングを行う方がよいと思う。どういう形であれば団体が継続して活動しやすいのか、補助期間が終了し困っていることなどを参考に、具体的に検討してもよいと思う。その場合にどれくらいの期間認定するかという問題がある。認定を行うのであれば、市としても責任が生じるため、長期間の認定は行わない方がよいと思う。1年は短いため、2年か3年で考える方がよいと思う。何年が適当か難しいところである。

副委員長： 市の担当者が変わるタイミングとあわせて2～3年としてもよいと思う。

事務局： 資料では、協働事業採択団体が補助終了後も継続して採択事業を実施している場合は、認定マークを交付し使用できると示している。今のご意見だと補助終了後に採択事業を継続して実施している場合でも、認定期間は一旦2～3年とするということだと理解した。事務局としても採択した事業として可能な範囲で支援したいと思っている。

委員長： もし事業が継続されているのであれば認定を更新してもよいと思うが、毎年事業の確認を行うのではなく、2～3年に一度事業の確認を行う程度でよいと思う。

事務局： 認定制度自体で事業を認定するのか、団体を認定するのか判断が難しいところである。広報活動にも苦慮されているとお聞きし、事業の信頼性の担保などの課題に直面していることも理解した。補助期間が終了後、市としてどのような支援ができ、どのような支援が団体のためになるのかも踏まえ、認定制度のあり方について検討したいと思う。

委員長： 認定することが目的ではなく、認定によりどのような効果があるかが重要だと思う。そのあたりも踏まえ、ご検討いただきたい。

副委員長： 認定の継続については書類を提出する案もあるが、報告会などを開催する際に2年に一度くらいの頻度で自分たちの団体の活動を発表してもらい、協働事業提案制度を活用することで、どのような効果があったのかを発表するプレゼンターとして参加してもらってもよいと思う。そのような形で運営に携わってもらい、そこで活動の確認ができれば認定を延長するなど、パートナーシップのようなことも考えられると思う。今は市民活動推進プラザで対応してもらっていることもパートナーシップとして団体に手伝ってもらおうとよいと思う。制度ができて早い段階で活用し、活発に活動されている団体にも話を聞いてみるとよいと思う。

委員長： ぜひ前向きに検討していただきたい。先ほどの委員の意見のように、全て事務局で行うのではなく、団体の力を借りて、この制度を様々な方に支えてもらう方法もあると思う。事務局も協働してくれる団体を見つけないというスタンスでよいと思う。市民活動推進プラザで確認することが増えているが、市民活動推進プラザの負担になりすぎないような形で、事務局と市民活動推進プラザと団体が上手く協働し合って運営していければよいと思う。1回の報告会が様々な役割を持つ形もよいと思うので、ぜひ検討いただきたい。

全体を通して、事務局の提案の趣旨はよいと思う。内容についても部会で議論いただいていることもあり、意見はなかったと思う。ただし、目的に対するアプローチの方法

は調査やヒアリングを重ねる方がよいという意見だった。

委員： 団体は「やってみたい」という気持ちで申請してくことが前提であり、モチベーションを保てるかどうかは団体によると思う。行政からの団体に対する支援はもちろん必要だと思うが、団体が熱意をもって活動に取り組むことが一番大切だと思う。団体の熱意が伝われば周りも協力したり、事業を続けるための力になってくれると思う。

委員長： 協働事業提案制度を令和4年度から始め、5年を経て様々な課題が出てきたと思う。それに対して制限を増やすことで対応すると、手続きが煩雑化し、団体のやる気や熱意を削いでしまう。これは本来の協働事業提案制度の趣旨ではないと思う。対応策は難しいが、本来の協働事業提案制度の趣旨は事業や団体を育てることにあると思う。事務局としては、補助金を交付するという点で、公平性や様々な懸念があると思う。全てを一気に解決するのは難しいため、少しでも次年度に向けてできることから取組めばよいと思う。今後も想定していないような申請の仕方があるかもしれないが、その都度知恵を絞って対応案を検討し、次世代に向けて考え方を貯蓄できればよいと思う。事務局には、なぜその対応をすることになったのかの経緯や検討した内容を引き継げるように書類整理や情報収集をしていただきたい。

委員： 前回の部会であった話で共有したいことがある。委員は採択団体の活動やイベントの情報はあまり知り得ない状態である。情報が事前に知ることができれば活動に参加することができるかもしれない。そのため、活動の情報などは委員にも共有していただければと思う。

審査会の採点について、何を基準に採点したらよいかわからないという話もあった。採点の部分については事務局から当日にでもレクチャーがあればよいと思う。検討いただきたい。

委員： 審査についてマニュアル化していただければ嬉しい。マニュアルを見れば誰でも審査できるような形にして欲しい。

委員長： 採択団体の活動については、委員への共有だけではなく、広く発信して欲しいと思う。インスタのアカウントを作成するなど、ぜひ検討していただきたいと思う。

採点方法については確かに難しい部分である。事務局からのレクチャーは採点の基準を示すようなイメージか。

委員： 現在は10段階評価だが、それが難しい。会社などではマニュアルが作成されていてそれを見れば審査できるようになっている。

副委員長： 審査については、率直にどう思われたかで評価していただくのが一番よいと思う。マニュアルがあると審査の視点が揃ってしまい、全員同じ点数が出てしまうかもしれない。例えば、入学試験などで大人数を各部屋に分けて面接を行うときは、各部屋で採点の差が出ないように基準を定める必要があるが、協働事業提案制度の審査会は全員が同じ部屋で同じプレゼンテーションを聞いているため基準を定める必要はないと思う。審査委員それぞれの視点で評価してもらう方がよいと思う。

委員長： 次年度に向けて評価方法も検討されると思うので、共有いただきたいと思う。他に何かご意見等あるか。

事務局： 先ほど委員からご意見のあった採択団体の事業実施日について、市民活動推進プラザ

より、令和８年度採択団体で事業実施日が確定している団体については情報提供があった。委員の皆様にも共有させていただく。

委員： 令和８年度の採択団体だけではなく、卒業団体の事業も興味があるため情報提供いただきたい。

事務局： 可能な範囲で情報提供させていただく。

今回の委員会で検討が必要な内容、次年度から早速取組める内容があったと思う。いただいた意見を参考にしながら検討していきたいと思う。

委員長： 最後に、事前相談は肝になると思う。１１月から事前相談期間を設けるのであれば、１０月には募集要領が公表されると思う。まずは募集要領を作成いただいた段階で委員に共有していただき、意見を伝えることができる機会を設けていただきたい。委員の意見を受けて修正するかは事務局に任せる。

事務局： 次年度から取り組む内容や、大まかなのスケジュールなどは整理し、共有させていただく。募集要領については予算可決前であり、公表することが難しいかもしれない。そのあたりも検討したうえで、共有させていただく。